

阿賀野市条例第14号

阿賀野市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年阿賀野市条例第187号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、地域手当、単身赴任手当」を加え、「夜間勤務手当」を「夜勤手当」に、「及び勤勉手当」を「、勤勉手当及び災害派遣手当」に改める。

第4条第2項第1号を削り、同項第2号中「子及び孫」を「子」に改め、同号を同項第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

（2） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第4条第2項第5号を次のように改める。

（5） 重度心身障害者

第6条の次に次の2条を加える。

（単身赴任手当）

第6条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に勤務することが通勤距離を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

（地域手当）

第6条の3 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別に規程で定める地域に在勤する職員に支給する。

第10条中「夜間勤務手当」を「夜勤手当」に改める。

第13条第2項中「午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（災害派遣手当）

第15条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項の規定に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員で、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

第18条第1項第1号及び第2号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」

に改める。

第19条中「及び第5条」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第18条第1項第1号及び第2号の改正規定は、公布の日から施行し、この条例による改正後の阿賀野市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「給与条例」という。）第18条第1項第1号及び第2号の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の給与条例第4条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。